

令和2年7月31日

熊谷市中央公民館
館長 橋本 裕美 様

熊谷市公民館運営審議会
委員長 今井 徹 雄

公民館における受益者負担について（答申）

平成30年8月8日付けで諮問のあった標記の件について、当審議会は4回の討議を行い、慎重に検討を行ってきました。このたび結論を得ましたので、次のとおり答申します。

熊谷市公民館運営審議会（委員長）	今井 徹雄
（副委員長）	藤井 範子
	飯田 明彦
	齋藤 健一
	諸星 典嗣
	岡 幸江
	嶋田 忠男
	橋本 茂男
	目黒みち子
	吉田 妙子
	明ヶ戸眞彦
	川村 健
	佐々原 正樹
	茂木 浜二
	野本 澄子

はじめに

本市において、公民館は、社会教育活動の一翼を担い、市民自ら実際生活に即した課題を、主権者として自由に学び、民主的社会を築いていく活動の場としての役割を担ってきたが、施設の老朽化、人口減少に伴う施設の統廃合計画、税収の減少等の課題があり、公民館を取り巻く状況も厳しくなっている。

今後、社会情勢の変化や超高齢化社会を迎えるにあたり、公民館には、これまで以上に地域の特性や課題に応じた学習機会を提供するとともに、時代のニーズに合わせた運営を行っていくことが求められている。

これらの状況を踏まえ、平成30年8月8日に中央公民館長から熊谷市の公民館運営における「公民館における受益者負担について」の諮問を受け、各地域公民館長からも意見を聴取し、4回にわたり15名の委員による慎重な検討を重ねた結果、次の意見を述べる。

1 公民館の理念・役割からみた受益者負担について

憲法第26条「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」との理念のもと、地方自治法第244条では「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」とあり、社会教育法第20条で公民館の設置目的が規定されている。熊谷市公民館条例第2条で公民館の設置が規定され、その施設使用に際しての対価として、熊谷市公民館使用条例第4条及び熊谷市立市民ホール条例に使用料についての規定がなされている。

しかし公民館は、多くの自治体にあっては、市民が自由に集い、学ぶ社会教育施設として、教育の機会均等を保証する観点から使用料を無料としてきたところであり、本市でも、熊谷市公民館使用許可基準を設け、社会教育活動のための利用や、地域住民の福利厚生に供する活動団体等は、その活動推進のため、使用料を免除している。

以上のことから、公民館の設置理念等から判断するならば、公民館の使用にあたっては、無料が望ましいと判断される。

2 住民感情からみた受益者負担の適正化、負担の公平性について

公民館は、生涯学習やコミュニティ活動の拠点としての役割を果たし、全ての市民を対象に開かれた施設であるが、機能的にみると、講座等を主催し、広く市民に教育の場を提供する社会教育機能と、市民の自主活動の用に供する貸館機能とに大きく分かれる。

現在の公民館利用者は、定期的に活動する学習グループが大半を占めており、市民の中でも限られたものとなっている。

施設使用料は、公共施設を占有する利用の対価として支払うものであり、公民館を一度も利用したことのない市民にとって、その施設の維持管理にかかる経費を全て税金で賄うことは、公共施設を使うものと使わないものとの間の負担の公平性を考えた時、一定のルールを定めて施設利用者に応分の負担を求めていくことは必要と考える。

3 適用範囲を含めた受益者負担制度導入の検討について

現在、社会教育機能として講座等自主事業を行う際は、講師の謝金、施設利用料は受講生に対し負担を求めているが、資料費、材料費や、陶芸窯の使用にあたっての電気料の実費負担を求めており、今後も、これ以上の負担を求める必要は認められない。

一方、自主活動グループ等の施設使用料については、現在、減免基準の要件を満たせば100%減免となっているが、今後、市民の負担の公平性の観点から、この減免率の見直しや冷暖房費の負担の検討は必要と考える。

4 減免規定の在り方について

現在、登録団体であれば100%減免となっている使用料規定について、減免率の見直しを行うことが望ましいと考える。

県内他市への照会では、公民館使用料の減免基準等の状況は様々だが、学習グループについては、有料や50%減免としているところが多く、また、減免から有料へと検討中との回答も得られた。

本市においては、例えば、基本的には登録団体の減免率を50%とするが、65歳以上の団体構成員が半数以上を占める団体は、高齢者の健康の維持増進、積極的な社会参加を考慮し75%減免、障害者手帳等の提示による減免措置を考慮するなど、現在の公民館利用者の実態を考慮した減免規定を設定する。

また冷暖房費の負担については、時間制のコイン投入式またはプリペイドカード式機器の設置による、全利用者同一料金の設定が望ましいと考える。

おわりに

今後の公民館には、これまで以上に、地域の特性や課題、生活課題に応じた学習機会を提供するとともに、今日的な課題である家庭や地域の教育力の低下の解消など、時代のニーズに合わせた運営を行っていくことが求められており、地

域における公民館の役割は、さらに重要性を増していくものと考えている。

今回、公民館の受益者負担制度の導入について限られた時間ではあるが検討を行い、導入することが望ましいとの結論に達した。

今後、本制度を導入するにあたっては、地域において公民館が担う重要な役割をよく考慮し、利用者数が減少することや、地域住民が公民館を支えようとする意識が低下することがないように、十分に配慮する必要があることを改めて申し添える。

本市の社会教育を支える公民館の更なる発展を願い、協議のまとめとして答申する。